

第61回 定時株主総会招集ご通知

開 催 日 時 ▶平成30年3月27日(火曜日)午前10時

議決権行使期限 ▶平成30年3月26日(月曜日)午後5時まで

CONTENTS

第61回定時株主総会招集ご通知 1

株主総会参考書類 5

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定の件

(提供書面)

事業報告 24

連結計算書類 45

計算書類 47

監査報告書 49

OYO 応用地質株式会社

証券コード：9755

証券コード 9755
平成 30 年 3 月 9 日

株 主 各 位

東京都千代田区神田美土代町 7 番地

応用地質株式会社

代表取締役社長 成 田 賢

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法にて議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬具

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年3月26日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送下さい。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト（<https://www.tosyodai54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、平成30年3月26日（月曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力下さい。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成30年3月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
K K R ホテル東京 11階 孔雀の間
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第61期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第61期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.oyo.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。なお、会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類とウェブサイトに掲載の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表とで構成されております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.oyo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席いただける場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出下さい。
(当日ご出席の場合は、郵送〔議決権行使書〕またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。)

株主総会開催日時 平成30年3月27日（火曜日）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



● 書面の郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を○印でご表示いただき、当社株主名簿管理人に到着するようご返送下さい。

議決権行使期限 平成30年3月26日（月曜日）午後5時まで

● インターネットによる議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.tosyodai54.net>において、議決権行使書用紙右片に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

議決権行使期限 平成30年3月26日（月曜日）午後5時まで

詳細は次頁「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。>>>

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である東京証券代行株式会社（以下）までお問い合わせ下さい。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-88-0768 (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-49-7009 (平日 9:00~17:00)

【機関投資家の皆様へ】

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予めお申込された場合に限り、株式会社「ICJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネット等による議決権行使のご案内

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記 URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」にてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力下さい。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.tosyodai54.net>

- (2) インターネット等による議決権行使期限は、平成30年3月26日(月曜日)午後5時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めにご行使下さいますようお願いいたします。
- (3) 議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効といたします。複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- (4) パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は、本定時株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされご使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- ・議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によっては、ご利用いただけない場合があります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、収益力の向上と財務基盤の強化を図りながら、連結配当性向30%～50%を目処として、安定的に配当を行うことを基本方針としております。

つきましては、当期末の1株当たりの配当を、14円00銭(中間配当24円00銭(普通配当14円00銭、60周年記念特別配当10円00銭)とあわせて年間38円00銭)といたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき14円00銭、配当総額は381,877,034円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年3月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

現任取締役7名（うち社外取締役2名）は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの強化のため、社外取締役を1名増員した8名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
1	成 田 賢 (昭和28年11月15日) 【再任候補者】	昭和54年 4 月 当社入社 平成14年 3 月 当社執行役員 平成16年 3 月 当社取締役 平成16年 4 月 当社常務執行役員 平成17年 1 月 業務統轄本部長 平成17年 4 月 当社専務執行役員 平成17年 9 月 新規事業企画室長 平成19年 3 月 当社取締役副社長 平成21年 3 月 当社代表取締役社長（現任）	10,928株
	【第61期の任期中に開催された取締役会の出席状況】 13回／13回（100%） 【選任理由】 成田 賢氏は、当社の経営管理部門及び事業部門等における豊富な経験を有しており、社長就任後は、当社グループの持続的な成長に向けた基盤づくりに取り組み、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、同氏を当社の取締役候補者といいたしました。		
2	平 嶋 優 一 (昭和34年11月27日) 【再任候補者】	昭和58年 4 月 (株)富士銀行（現 (株)みずほ銀行）入行 平成21年 4 月 (株)みずほコーポレート銀行（現 (株)みずほ銀行） 米州審査部長 平成23年 4 月 同行業務監査部長 平成25年 8 月 当社入社 平成26年 8 月 当社執行役員 平成27年 4 月 当社常務執行役員 平成27年 4 月 応用アール・エム・エス(株) 取締役（現任） 平成28年 3 月 当社取締役（現任） 平成28年 4 月 事務本部長（現任） 平成29年 4 月 当社専務執行役員（現任）	1,854株
	【第61期の任期中に開催された取締役会の出席状況】 13回／13回（100%） 【選任理由】 平嶋優一氏は、銀行での海外部門及び審査部門並びに当社の財務部門等において、豊富な経験を有しており、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、同氏を当社の取締役候補者といいたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
3	しげのぶ じゅん 重 信 純 (昭和33年8月22日) 【再任候補者】	昭和58年 4 月 当社入社 平成17年 4 月 当社執行役員 平成17年 4 月 四国支社長 平成22年 4 月 工務本部長（現任） 平成26年 3 月 (株)ケー・シー・エス 取締役（現任） 平成26年 4 月 宏栄コンサルタント(株) 取締役 平成26年 4 月 当社常務執行役員（現任） 平成28年 3 月 当社取締役（現任） 平成29年 3 月 応用計測サービス(株) 取締役 平成29年 3 月 エヌエス環境(株) 取締役（現任）	2,554株
	【第61期の任期中に開催された取締役会の出席状況】 13回／13回（100%） 【選任理由】 重信 純氏は、当社の事業部門及び生産管理部門等において、豊富な経験を有しており、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、同氏を当社の取締役候補者いたしました。		
4	さとう けんじ 佐 藤 謙 司 (昭和33年8月17日) 【再任候補者】	昭和58年 4 月 当社入社 平成19年 4 月 当社執行役員 平成19年 4 月 札幌支社長 平成22年 4 月 エンジニアリング本部副本部長 平成26年 4 月 東京支社長 平成27年 4 月 当社常務執行役員（現任） 平成27年 4 月 サービス開発本部長（現任） 平成27年 4 月 応用ジオテクニカルサービス(株) 取締役（現任） 平成28年 3 月 当社取締役（現任） 平成28年11月 三洋テクノマリン(株) 社外取締役（現任） 平成29年 6 月 (株)イー・アール・エス 取締役（現任）	1,554株
	【第61期の任期中に開催された取締役会の出席状況】 13回／13回（100%） 【選任理由】 佐藤謙司氏は、当社の事業部門及び営業部門等において、豊富な経験を有しており、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、同氏を当社の取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式数
5	あまの ひろふみ 天 野 洋 文 (昭和41年1月4日) 【再任候補者】	平成2年4月 玉野総合コンサルタント(株) 入社 平成15年8月 同社退社 平成15年9月 (株)ケー・シー・エス入社 平成16年6月 同社中部支社長 平成17年8月 同社取締役 平成17年10月 同社代表取締役 平成29年3月 当社取締役（現任） 平成29年4月 当社常務執行役員（現任） 平成29年4月 情報技術企画室長（現任） 平成30年3月 応用リソースマネジメント(株) 取締役（現任）	354株
	【第61期の任期中に開催された取締役会の出席状況】 10回／10回（100%） 【選任理由】 天野洋文氏は、当社グループ会社の事業部門及び経営者としての豊富な経験を有しており、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、同氏を当社の取締役候補者といたしました。		
6	やぎ かずのり 八 木 和 則 (昭和24年4月1日) 【再任候補者】 【社外取締役候補者】 【独立役員候補者】	昭和47年4月 (株)横河電機製作所（現 横河電機(株)）入社 平成11年10月 同社執行役員経営企画部長 平成13年6月 同社取締役常務執行役員経営企画部長 平成14年7月 同社取締役専務執行役員経営企画部長 平成23年6月 同社顧問 平成23年6月 (株)横河ブリッジホールディングス 社外監査役（現任） 平成24年6月 J S R(株) 社外取締役 平成25年6月 T D K(株) 社外監査役（現任） 平成26年3月 当社社外取締役（現任） 平成29年6月 双日(株) 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） (株)横河ブリッジホールディングス 社外監査役 T D K(株) 社外監査役 双日(株) 社外監査役	一株
	【第61期の任期中に開催された取締役会の出席状況】 13回／13回（100%） 【選任理由】 八木和則氏は、横河電機(株)において要職を歴任され、他社の社外取締役、社外監査役としての実績を有しております。国際的な計測機器事業等に関する知見並びに経営に関する経験を踏まえた同氏の独立した社外の視点が、当社の経営体制の一層の充実に有用であり、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけると判断し、同氏を当社の社外取締役候補者といたしました。八木和則氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
7	な か む ら かおる 中 村 薫 (昭和23年6月2日) 【再任候補者】 【社外取締役候補者】 【独立役員候補者】	昭和47年 4 月 通商産業省入省（公益事業局公益事業課） 昭和61年 5 月 日本貿易振興会ブラッセル事務所長 平成 元 年 6 月 中小企業庁計画部振興課長 平成 2 年 6 月 通商産業省機械情報産業局情報処理振興課長 平成 5 年 7 月 同省環境立地公害局立地政策課長 平成 9 年 6 月 同省工業技術院総務部長 平成11年 7 月 内閣官房内閣内政審議室内閣審議官 平成12年 6 月 防衛庁装備局長 平成14年 7 月 経済産業省産業技術環境局長 平成17年10月 日本IBM(株) 特別顧問 常勤監査役 平成22年 7 月 日本電子計算機(株)（現 (株)J E C C）代表取締役社長 平成27年 3 月 当社社外取締役（現任） 平成28年 6 月 一般財団法人新エネルギー財団 会長（代表理事）（現任） 平成29年 6 月 ユー・エム・シー・エレクトロニクス(株) 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 一般財団法人新エネルギー財団 会長（代表理事） ユー・エム・シー・エレクトロニクス(株) 社外監査役	709株
【第61期の任期中に開催された取締役会の出席状況】 13回／13回（100%） 【選任理由】 中村 薫氏は、経済産業省を中心に要職を歴任され、他社の監査役、代表取締役、財団の会長としての実績を有しております。同氏の行政並びに経営に関する経験を踏まえた独立した社外の視点が、当社の経営体制の一層の充実に有用であり、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけると判断し、同氏を当社の社外取締役候補者といたしました。なお、中村 薫氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
8	おおた みちひこ 太 田 道 彦 (昭和23年12月8日) 【新任候補者】 【社外取締役候補者】 【独立役員候補者】	昭和50年 4 月 丸紅(株)入社 平成20年 4 月 同社常務執行役員ライフスタイル部門長 平成21年 6 月 同社代表取締役常務執行役員 平成22年 4 月 同社代表取締役専務執行役員 平成24年 4 月 同社代表取締役副社長執行役員 平成25年 4 月 同社副社長執行役員アセアン支配人、 東アジア総代表、南西アジア支配人、 丸紅アセアン会社社長 平成26年 6 月 同社代表取締役副社長執行役員 平成27年 4 月 同社副会長 平成28年 6 月 ゼビオホールディングス(株) 社外取締役 (現任) 平成29年 6 月 セゾン自動車火災保険(株) 社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) ゼビオホールディングス(株) 社外取締役 セゾン自動車火災保険(株) 社外監査役	一株
		【選任理由】 太田道彦氏は、丸紅(株)において要職を歴任され、他社の社外取締役、社外監査役としての実績を有しております。商社での国内外の事業に関する知見並びに経営に関する経験を踏まえた同氏の独立した社外の視点が、当社の経営体制の一層の充実に有用であり、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけると判断し、同氏を当社の社外取締役候補者といたしました。	

- (注) 1. 上記候補者の選任は、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の答申を参考にしています。
2. 上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 上記候補者が所有する当社の株式数は、平成30年1月31日時点の株式数です。
4. 社外取締役候補者である八木和則氏に関する事項は以下のとおりです。
- (1)八木和則氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしています。
 - (2)当社は、八木和則氏との間で当社定款第27条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任限定契約を締結しており、本議案が承認された場合、当社は、八木和則氏と当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく社外取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
 - (3)当社は、八木和則氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録しておりますが、同氏の社外取締役の選任が承認された場合には、同氏を引き続き独立役員に登録する予定です。
 - (4)八木和則氏の重要な兼職先である㈱横河ブリッジホールディングス、T D K(株)、双日(株)と当社との間では、特別の利害関係はありません。
5. 社外取締役候補者である中村 薫氏に関する事項は以下のとおりです。
- (1)中村 薫氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしています。
 - (2)当社は、中村 薫氏との間で当社定款第27条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任限定契約を締結しており、本議案が承認された場合、当社は、中村 薫氏と当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく社外取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
 - (3)当社は、中村 薫氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録しておりますが、同氏の社外取締役の選任が承認された場合には、同氏を引き続き独立役員に登録する予定です。
 - (4)中村 薫氏の重要な兼職先である一般財団法人新エネルギー財団、ユー・エム・シー・エレクトロニクス(株)と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 社外取締役候補者である太田道彦氏に関する事項は以下のとおりです。
- (1)太田道彦氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしています。
 - (2)当社は、太田道彦氏の社外取締役の選任が承認された場合、同氏との間で当社定款第27条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく社外取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
 - (3)当社は、太田道彦氏の社外取締役の選任が承認された場合、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録する予定です。
 - (4)太田道彦氏の重要な兼職先であるゼビオホールディングス(株)、セゾン自動車火災保険(株)と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、当社は丸紅(株)及びそのグループ会社と軽微な取引がありますが、その額は最大で2千万円未満(当社連結売上高の0.05%未満)です。

第3号議案 監査役2名選任の件

現任監査役4名（うち社外監査役2名）のうち、齋藤俊二氏は、本総会終結の時をもって辞任され、西田和範氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名（うち社外監査役1名）の選任をお願いするものであります。

なお、酒井忠司氏は齋藤俊二氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期を満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
1	かがわ しんいち 香 川 眞 一 (昭和32年6月17日) 【新任候補者】	昭和55年4月 当社入社 平成10年4月 事務本部 財務部副部長 平成14年9月 エヌエス環境㈱へ転籍 事務本部長 平成16年4月 同社 常勤監査役 平成19年2月 当社入社 管理本部総務部長兼事務センター長 平成23年4月 事務本部経理部長兼総務部長 平成25年2月 天津澳優星通伝感技術有限公司 監事（現任） 平成27年3月 ㈱ケー・シー・エス 取締役 平成28年4月 当社執行役員（現任） 平成28年4月 コンプライアンス室長（現任） （重要な兼職の状況） 天津澳優星通伝感技術有限公司 監事	2,576株
	【選任理由】 香川眞一氏は、当社の総務・経理部門、コンプライアンス部門及びグループ会社の取締役、監査役の豊富な経験を有しており、監査役として現場実査に基づく的確な監査が期待できることから、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、同氏を当社の監査役候補者といたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式数
2	さ か い た だ し 酒 井 忠 司 (昭和31年8月21日) 【新任候補者】 【社外監査役候補者】	昭和54年 4 月 (株)富士銀行 (現 (株)みずほ銀行) 入行 平成14年 4 月 みずほ証券(株) 経営企画グループ国際部付 シニアマネージャー 平成16年 4 月 同社経営企画グループ国際部付シニアマネー ジャー スイスみずほ銀行社長 平成18年 3 月 同社執行役員 スイスみずほ銀行社長 平成20年 4 月 同社理事 (平成20年5月退任) 平成20年 5 月 (株)みずほプライベートウェルスマネジメント 常務取締役 平成25年 4 月 同社非常勤取締役 平成25年 5 月 同社理事 (平成25年6月退任) 平成25年 6 月 T A N A K A ホールディングス(株) 常勤監査役 (現任) 平成27年 6 月 (株)デイ・シイ 社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) T A N A K A ホールディングス(株) 常勤監査役 (株)デイ・シイ 社外監査役	一株
【選任理由】 酒井忠司氏は、銀行、証券会社等において、企画・管理部門等の業務及び会社経営の経験と、他社の監査役、社外監査役の実績を有しております。同氏の金融機関での豊富な経験並びに企業における監査業務で得た知見により、的確な監査が期待でき、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけると判断し、同氏を当社の社外監査役候補者といたしました。			

- (注) 1. 上記候補者の選任は、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の答申を参考にしています。
2. 上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 上記候補者が所有する当社の株式数は、平成30年1月31日時点の株式数です。
4. 監査役候補者である香川眞一氏に関する事項は以下のとおりです。
 当社は、本議案が承認された場合、香川眞一氏との間で当社定款第36条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく監査役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
5. 社外監査役候補者である酒井忠司氏に関する事項は以下のとおりです。
- (1)酒井忠司氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であり、同氏は社外監査役の齋藤俊二氏の補欠として選任をお願いするものです。
 - (2)当社は、本議案が承認された場合、酒井忠司氏との間で当社定款第36条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく社外監査役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
 - (3)当社と(株)みずほプライベートウェルスマネジメントの間には、特別の利害関係はありません。
 - (4)酒井忠司氏が常勤監査役であるT A N A K A ホールディングス(株)と、同氏の重要な兼職先である(株)デイ・シイと当社との間には、特別の利害関係はありません。

【ご参考】 当社の社外役員の独立性基準

当社は、コーポレートガバナンス基本方針 (<https://www.oyo.co.jp/>) を策定し、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性に関する考え方を、以下のように定めております。

当社は、社外役員が以下の要件を満たす場合に、当該社外役員が当社に対し十分な独立性を有していると判断する。

1. 本人が、当社または当社の連結子会社と持分法適用関連会社（以下、当社グループ）の出身者または業務執行者（注1）でないこと。また、本人の近親者等（注2）が、過去5年間に於いて当社グループの業務執行者でないこと。
2. 本人が、現在または過去10年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。
 - (1) 当社の大株主（注3）である者、またはその近親者等。大株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者。
 - (2) 当社の主要な取引先（注4）の業務執行者、または当社を主要な取引先とする会社の業務執行者。
 - (3) 当社の主要な借入先（注5）の業務執行者。
 - (4) 当社の主幹事証券会社の業務執行者。
 - (5) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者。
 - (6) 当社と顧問契約を締結している弁護士事務所、またはコンサルティング会社に所属する者。
 - (7) 当社から役員報酬以外に多額（注6）の金銭等を得ている者。
 - (8) 当社の役員相互就任先の業務執行者。
 - (9) 当社から多額の寄付または助成を受けている団体（注7）の業務執行者。
3. 本人の近親者等が、現在、上記の（1）から（9）に該当しないこと。
4. 役員の選任時に、当社の通算社外役員在任期間が10年間を超えていないこと。

注1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人をいう。

2 近親者等とは、配偶者、二親等内の親族をいう。

3 大株主とは、事業年度末において、議決権比率が10%を超える株主をいう。

4 主要な取引先とは、当社の取引先であって、その年間取引金額が、過去3事業年度平均の当社の連結売上高または相手方の連結売上高の2%を超える取引先をいう。

5 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その総借入金残高が事業年度末において当社または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

6 多額とは、收受している対価が、過去3年間平均で年間1千万円を超える金額をいう。

7 多額の寄付または助成を受けている団体とは、過去3年平均で、当社から年間1千万円を超える寄付または助成を受けている団体をいう。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成29年3月28日開催の第60回定時株主総会において補欠監査役に選任された赤松俊武氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
いとう ひさし 伊 藤 尚 (昭和33年5月26日) 【新任候補者】	昭和60年4月 弁護士登録 銀座法律事務所(現阿部・井窪・片山法律事務所)入所 平成元年12月 クミネ工業(株) 社外監査役 平成10年1月 阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー (現任) 平成15年4月 最高裁判所司法研修所教官 平成23年3月 (株)ジェイ エイ シー リクルートメント 社外監査役 (現任) 平成28年6月 クミネ工業(株) 取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 弁護士 (阿部・井窪・片山法律事務所パートナー) クミネ工業(株) 取締役 (監査等委員) (株)ジェイ エイ シー リクルートメント 社外監査役	一株
【選任理由】 伊藤 尚氏は、長年にわたる弁護士としての経験と他社の取締役 (監査等委員)、社外監査役の実績を有することから専門知識と企業法務に関する豊富な知見により、的確な監査が期待でき、より経営監視機能の充実が図れるものと判断し、同氏を補欠の社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 上記候補者の選任は、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の答申を参考にしています。
2. 伊藤 尚氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 伊藤 尚氏は、平成元年からクミネ工業(株)の社外監査役に就任しており、平成28年に同社が監査等委員会設置会社に移行したことに伴い取締役 (監査等委員) に就任しています。
4. 当社とクミネ工業(株)、(株)ジェイ エイ シー リクルートメント、阿部・井窪・片山法律事務所との間には特別の利害関係はありません。
5. 伊藤 尚氏は、補欠の社外監査役候補者として選任するものです。なお、同氏が社外監査役に就任された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録する予定です。
6. 当社は、伊藤 尚氏が社外監査役に就任された場合、同氏との間で当社定款第36条及び会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく社外監査役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定の件

1. 提案の理由

当社は、平成32年（2020年）に向けて当社グループが目指す姿を明らかにした「応用地質グループ長期経営ビジョンOYO2020」を策定しています。OYO2020は活動期間を「計画：助走」「試行：Hop」「展開：Step」「飛躍：Jump」の4期に区分しており、平成30年（2018年）から第4期に当たる中期経営計画OYO Jump18がスタートしました。当社はOYO Jump18において、前中期経営計画OYO Step14の成果を拡大し、社会の課題を解決するソリューションサービスを提供することで、持続的成長を目指す方針です。

さて、当社は、取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価変動リスクを株主の皆様と共有することで、中期経営計画の達成と中長期的な当社の企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、平成26年3月26日開催の第57回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき（以下「原決議」といいます。）、取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入いたしました。

本議案は、引き続き、上記目的のために、取締役の報酬の業績連動性、株価連動性をより高めることにより、企業価値増大への貢献意欲をより一層高めることを目的として、本制度を一部改定のうえ継続させていただくことについて、ご承認をお願いするものであります。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は5名です。

2. 本制度における報酬等の額及び参考情報

本制度の継続にあたり、従前の本制度の内容を一部改定いたしたく存じます（原決議に際しての議案からの主な改定箇所は下線のとおりです。）。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭（その上限は下記（2）のとおり。）を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社の取締役に対して、業績達成度等に応じて当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であります。なお、当社の取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。その他、本制度の詳細につきましては、19頁以降の平成30年2月14日付け東京証券取引所開示情報「株式給付信託（BBT）の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照下さい。

(2) 当社が拠出する金銭の上限（報酬等の額）

当社は、中期経営計画OYO Jump18の計画対象期間に当たる平成30年12月末日で終了する事業年度から平成32年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「対象期間」といいます。）を対象として本制度を継続いたします。当社は、下記（3）のとおり本制度に基づく取締役への給付を行うために合理的に必要と認められる数の株式の取得資金として、対象期間中、80百万円を上限として本信託に追加拠出いたします。当社は、対象期間中、対象期間における追加拠出額の累計額が上述の上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものといたします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

なお、平成29年12月末日時点で信託財産内に、当社株式（平成29年12月末日で終了する事業年度までの4事業年度に関して取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）（約4,000株）及び金銭（約0.1百万円）が残存しておりますところ、これらの株式及び金銭につきましても、対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。

本信託は、当社が追加拠出した金銭を原資として、当社株式を、取引所市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得することとし、新株発行は行いません。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

なお、本信託において、対象期間に関して追加取得する株式数の上限は、40,000株といたします。

(3) 取締役に給付される当社株式数の算定方法

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づきポイントが付与されます。ポイント数の算定式は、以下のとおりです。

(ポイント数の算定式)

役位別の基本ポイント数 × 業績係数

役位別の基本ポイント数は、当該事業年度における役位に基づき決定されます。業績係数は、当該事業年度及び中期経営計画〇Y〇 Jump18における当社の業績目標達成度に基づき、0～135%の範囲で決定されます。なお、上記の算式により付与されたポイントは、下記(4)の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイントを合計した数に、退任事由別に設定された所定の係数(1を超えないものといたします。)を乗じて算出し、例外的に、本信託が終了する場合にあっては、本信託終了時に在任している取締役に對し本信託終了時までに付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(4) 取締役に對する株式給付

当社の取締役が退任した場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができるものといたします。

また、例外的に、本信託が終了する場合にあっては、本信託終了時に在任している取締役に對し、役員株式給付規程の定めに従い、確定ポイント数に応じた数の当社株式を、本信託終了時に本信託から給付することとなります。

平成30年2月14日

各 位

会 社 名 応用地質株式会社
代 表 者 代表取締役社長 成田 賢
(コード番号 9755 東証第1部)
問合せ先 取締役専務執行役員
事務本部長 平嶋 優一
電話番号 03-5577-4501

株式給付信託（BBT）の継続及び一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）の継続及び一部改定に関する議案（以下「本議案」といいます。）を平成30年3月27日開催の第61回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、当社の従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に対する「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「J-ESOP」といいます。）も導入しておりますが、J-ESOPについても一部改定の上継続し、J-ESOPに基づき設定されている信託に金銭を追加拠出する予定です。J-ESOPに係る追加拠出の詳細につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続について

当社は、平成32年（2020年）に向けて当社グループが目指す姿を明らかにした「応用地質グループ長期経営ビジョンOYO2020」を策定しています。OYO2020は活動期間を「計画：助走」「試行：Hop」「展開：Step」「飛躍：Jump」の4期に区分しており、平成30年（2018年）から第4期に当たる中期経営計画OYO Jump18がスタートしました。当社はOYO Jump18において、前中期経営計画OYO Step14の成果を拡大し、社会の課題を解決するソリューションサービスを提供することで、持続的成長を目指す方針です。

さて、当社取締役会は、取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価変動リスクを株主の皆様と共有することで、中期経営計画の達成と中長期的な当社の企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として実施しております本制度について、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に一部改定して継続することを決議し、本制度の継続及び一部改定に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

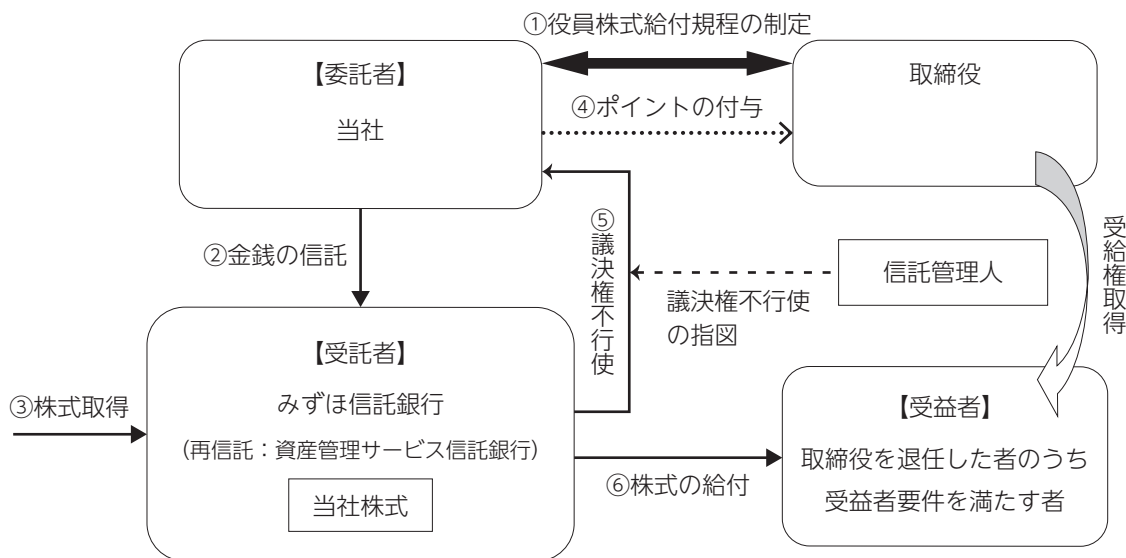
2. 本制度の概要

本制度の継続にあたり、従前の本制度の内容を一部改定いたします。（主な改定箇所は下線のとおりです。従前の本制度の内容につきましては、平成26年2月13日に発表しております「株式給付信託（BBT）導入に関するお知らせ」及び平成26年5月9日に発表しております「株式給付信託（BBT）導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照ください。）

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社の取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であります。なお、当社の取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

＜本制度の仕組み＞



- ① 当社は、株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

（２）本制度の対象者

当社取締役（社外取締役は本制度の対象外とします。）

（３）信託期間

平成26年6月2日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了いたします。）

（４）信託金額及び取得株式数

本株主総会で、本制度の継続及び一部改定をご承認いただくことを条件として、当社は、中期経営計画 OYO Jump18の計画対象期間に当たる平成30年12月末日で終了する事業年度から平成32年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「対象期間」といいます。）を対象として本制度を継続し、下記（６）のとおり本制度に基づく取締役への給付を行うために合理的に必要と認められる数の株式の取得資金として、対象期間中、80百万円を上限として本信託に追加拠出いたします。当社は、対象期間中、対象期間における追加拠出額の累計額が上述の上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものといたします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

なお、平成29年12月末日時点で信託財産内に、当社株式（平成29年12月末日で終了する事業年度までの4事業年度に関して取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）（約4,000株）及び金銭（約0.1百万円）が残存しておりますところ、これらの株式及び金銭につきましても、対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。

本信託において、対象期間に関して追加取得する株式数の上限は、40,000株といたします。

(5) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（４）の資金の範囲内で、取引市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役 に 給 付 さ れ る 当 社 株 式 数 の 算 定 方 法

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づきポイントが付与されます。ポイント数の算定方法は、以下の通りです。

(ポイント数の算定式)

役位別の基本ポイント数 × 業績係数

役位別の基本ポイント数は、当該事業年度における役位に基づき決定されます。業績係数は、当該事業年度及び中期経営計画OYO Jump18における当社の業績目標達成度に基づき、0～135%の範囲で決定されます。なお、上記の算式により付与されたポイントは、下記（７）の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整をいたします。）。

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイントを合計した数に、退任事由別に設定された所定の係数（1を超えないものとし、す。）を乗じて算定し、例外的に、本信託が終了する場合にあっては、下記（10）に記載の本信託終了時に在任している取締役に對し本信託終了時まで付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 株式給付時期

当社の取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載の方法に従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

また、例外的に、本信託が終了する場合にあっては、下記（10）に記載の本信託終了時に在任している取締役に對し、役員株式給付規程の定めに従い、上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式を、本信託終了時に本信託から給付することとなります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイントの数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式（上記（7）の記載に従って取締役に給付される株式を除く。）については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されることとなります。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（BBT）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
- ④ 受益者：取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成26年6月1日
- ⑧ 当初金銭を信託した日：平成26年6月2日
- ⑨ 追加信託の時期：平成30年5月（予定）
- ⑩ 信託の期間：平成26年6月2日から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以 上

以 上

(提供書面)

事業報告

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループを取り巻く経営環境は、平成27年から低迷が続いた原油・鉱物資源市場で平成29年はやや資源価格が持ち直したものの、資源関連企業の慎重な支出抑制策の継続などから、期待したほどの明瞭な回復は見られませんでした。ただし、世界経済の回復に伴い資源需要も回復傾向にあり、またOPEC加盟国等の減産継続に伴う石油在庫減少への好感から、期の後半より徐々に市場回復の兆しが現れつつあります。国内においては、建設工事のトラブルや地質に起因する事故等の報道を受けた、地質リスクに対する社会的な関心の高まりや、「i-Construction」など情報通信技術（ICT）を活用した建設システムの生産性向上に関わる国の政策、更には、公共事業予算の防災・減災分野や維持管理分野への重点配分など、当社グループの市場機会に繋がる様々な好状況が生まれつつあります。一方、建設投資型の公共事業の縮小や、インフラ維持・管理市場における競争の激化など、当社グループの従来主力分野における市場環境は、一層の厳しさを増しております。

このような状況の下、当社グループは、中期経営計画〇Y〇 Step14の最終年となる当期は、国内においては公共事業に依存した従来の営業体質を社会課題解決型・ビジネス創出型に導くべく、組織再編と事業転換を進め、多様化する社会ニーズに対応した新サービスの開発、人工知能（AI）やクラウドを活用した新たなビジネス基盤の設計、更にはCIM（Construction Information Modelling）など次世代の建設生産システムに向けた三次元物理探査技術の研究などに取り組みました。海外においては、石油・探鉱市場の営業エリアの拡大、維持管理分野への新商品の展開、ソリューション型の新たな地震計システムの販売などに取り組みしました。

その結果、当社グループの当連結会計年度は、受注高は458億5百万円（前期比90.8%）と前期を下回りました。その主な要因は、前期は国内の大型調査業務がグループ全体の受注額を押し上げましたが、当期はその大型調査業務分を十分に補いきれなかったこと、また、決算期の統一に伴い、前期は海外連結子会社の連結対象期間が15カ月であったことによります。売上高は、上記の理由に加え、前期に比べ期初の受注残高が少なく、かつ前期にあった大型受注による年内売上分が当期は無かったことから、459億5千7百万円（同89.5%）と減収になりました。営業利益は、上記の売上減少に加え、人件費の増加などにより、販売費及び一般管理費の削減幅が小さかったことから、8億5千5百万円（同54.2%）と減益となりました。経常利益と親会社株主に帰属する当期純利益は、

それぞれ12億2千万円（同60.6%）、7億4千7百万円（同54.1%）と減益になっております。

事業セグメント別の概況は以下に記載のとおりです。

企業集団の事業セグメント別売上高

（単位：百万円）

事業の種類	平成28年度 (第60期)		平成29年度 (第61期) (当期)		増減額	前期比(%)
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)		
調査・コンサルティング事業	39,296	76.5	35,393	77.0	△3,902	90.1
計測機器事業（国内）	2,909	5.7	2,767	6.0	△141	95.1
計測機器事業（海外）	9,118	17.8	7,795	17.0	△1,322	85.5
合 計	51,323	100.0	45,957	100.0	△5,366	89.5

a. 調査・コンサルティング事業

受注高は、洋上風力発電など再生可能エネルギー分野や維持管理分野等で好調に推移したものの、前期にあった大型業務が当期は無く、その分を補いきれなかったこと、また、海外の海洋石油探査市場の回復の遅れにより、前期に続き海外グループ会社の受注が低迷したことから、348億7千8百万円（前期比90.7%）となりました。売上高は、前期にあった国内の大型受注による年内売上分が当期は無かったこと、また海外グループ会社の前期連結対象期間が15カ月であったこと等から、353億9千3百万円（同90.1%）となりました。営業利益については、国内の売上高の減少に加え、海外グループの海洋探査事業で売上が低迷し、営業損失を計上したこと、また、国内においても天候悪化に伴う待機コストの増大や人件費が増加したこと等により、8億3千5百万円（同47.9%）となりました。

b. 計測機器事業（国内）

受注高は、地質調査市場の縮小に伴い関連製品需要は減少しつつあるものの、維持管理市場等で堅調に推移した結果、30億1千2百万円（前期比111.8%）となりました。売上高は、一部の受注生産品の納期が来期以降となり、当期に売上計上されないことから、27億6千7百万円（同95.1%）となりました。営業利益は、7千2百万円（同51.4%）となりました。

c. 計測機器事業（海外）

受注高は、維持管理市場で好調に推移したものの、探鉱市場の回復の遅れや、決算期の統一に伴い、前期の海外連結子会社の連結対象期間が15カ月であったことから、受注高は79億1千4百万円（前期比85.0%）となりました。売上高も、受注高の減少に伴い77億9千5百万円（同85.5%）となりました。損益は、5千4百万円の営業損失（前期は3億5千3百万円の営業損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は12億2千4百万円であり、その主な内容は、調査・分析機器などの取得費及びソフトウェア構築費であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
特記すべき事項はありません。

(2) 当連結会計年度及び直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	平成26年度 (第58期)	平成27年度 (第59期)	平成28年度 (第60期)	平成29年度 (第61期) (当期)
売上高	48,634	49,230	51,323	45,957
経常利益	4,650	2,534	2,012	1,220
親会社株主に帰属する当期純利益	3,550	2,361	1,381	747
1株当たり当期純利益	131円12銭	87円20銭	51円02銭	27円62銭
純資産	65,740	68,910	68,865	68,830
総資産	80,367	83,617	85,509	84,731
1株当たり純資産額	2,410円80銭	2,529円27銭	2,530円79銭	2,531円39銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

親会社はありません。

② 重要な子会社の状況（平成29年12月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 な 事 業 内 容
エヌエス環境株式会社	百万円 396	100.0%	環境調査、化学分析、環境アセスメント、アスベスト対策工事
株式会社ケー・シー・エス	百万円 220	90.0%	地域・交通計画コンサルティング事業
応用リソースマネジメント株式会社	百万円 175	100.0%	事務機器等の販売・リース、地盤調査用ソフトの開発・販売
OYO CORPORATION U.S.A.	千米ドル 57,480	100.0%	北米事業の統括
KINEMATRICS, INC.	千米ドル 1	(注) 100.0%	地震計・強震計・地震観測システムの開発、製造、販売
GEOMETRICS, INC.	千米ドル 817	(注) 100.0%	地震探査・磁気探査及び電磁波探査装置の開発、製造、販売
GEOPHYSICAL SURVEY SYSTEMS, INC.	千米ドル 1	(注) 100.0%	地下レーダー装置の開発、製造、販売
NCS SUBSEA, INC.	千米ドル 15	(注) 88.1%	海底三次元探査、海域でのナビゲーション及びポジショニングサービス

(注) 特定子会社OYO CORPORATION U.S.A.を通して間接所有しております。

③ 重要な関連会社の状況（平成29年12月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 な 事 業 内 容
株式会社イー・アール・エス	百万円 200	50.0%	土壌環境評価、地震リスク分析
天津澳優星通伝感技術有限公司	百万元 20	48.0%	地質災害用モニタリング機器の製造、販売

④ 特定完全子会社の状況（平成29年12月31日現在）

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①「応用地質グループ長期経営ビジョンOYO2020」の取組み状況と対処すべき課題

当社は、激変する社会情勢の中で、世界の潮流とグローバル化する日本の変化を概観し、当社グループが2020年に向けて目指すべきビジョンとビジョン達成のための基本方針を明らかにした応用地質グループ長期経営ビジョンOYO2020を策定しています。OYO2020は活動期間を「計画：助走」「試行：Hop」「展開：Step」「飛躍：Jump」の4期に区分しており、当連結会計年度は前中期経営計画OYO Step14（2014年～2017年）の最終年になります。OYO2020は、公共事業に寄り添った過去の成功体験（高度経済成長時代に構築した従来型事業）から脱却し、事業スタイルを転換することにより事業を拡大することを目指しており、OYO Step14では、縮小する従来型事業と、事業スタイルを転換した新たな事業との入替えに取り組みました。その結果、事業の転換と入替えは着実に進みつつも、縮小する従来型事業との並存と、海外での急激な市場環境の悪化などにより、踊り場が継続しております。今後、従来型事業との入替えを加速し、新たな事業スタイルへ早期に転換することが、現状の踊り場を脱却し、OYO2020の目指す事業拡大に繋がる最善策であると認識しております。また、急激な社会変化への対応の遅れは、企業の社会的信頼を失墜させる不祥事に繋がるリスクとなる可能性があり、変化に柔軟に対応する組織づくり、経営基盤の更なる強化も喫緊の課題と認識しております。

②「中期経営計画OYO Jump18（2018年～2020年）」の基本方針と取組み

新たな中期経営計画OYO Jump18では、前項での課題認識を踏まえた上で、OYO Step14で得られた成果を拡大し、当社グループの持続的な成長に向けて事業の拡大と経営基盤の更なる強化に取り組みます。

i) 事業セグメントの再定義

- ・ OYO Step14で展開してきた4つの領域を新たな事業セグメントへ再定義
- ・ 4つのセグメントで事業を拡大し、“OYOブランド”を確立
 - a) インフラ・メンテナンス事業
 - b) 防災・減災事業
 - c) 環境事業
 - d) 資源・エネルギー事業

- ii) 新たな市場を創出し、事業を拡大していくための開発投資の強化
 - ・ 研究開発センターの強化、完成
 - ・ 地盤三次元化技術の確立で新たな価値を創造し、市場を開拓
 - ・ 情報通信技術（ＩＣＴ）の更なる活用による新サービス・商品の開発
 - ・ グループ内外の企業との連携、国内外の大学との連携・共同開発（研究員留学、寄附講座）を継続・強化
- iii) グローバル戦略
 - ・ 全事業セグメントでの市場のグローバル化
 - ・ M&Aによるグローバル事業展開戦略
 - ・ ＩＣＴを活用したソリューション/システムの海外市場への展開
- iv) コーポレート・ガバナンスの強化
 - ・ 変化する社会状況に対応するリスク対策の強化、グループガバナンスの徹底
 - ・ 働きやすい職場環境の更なる整備（社員のクオリティー・オブ・ライフ向上、ワーク・ライフ・バランスからワーク・ライフ・シナジーへ）
 - ・ ＣＳＲの取組み強化（持続可能な開発目標ＳＤＧｓに関連する事業の拡大、コンソーシアムを活用した新技術の普及活動推進）

(5) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

事業区分	主な事業内容
調査・コンサルティング事業	地質調査、環境調査、環境アセスメント、モニタリング、リスク分析、設計、工事、地盤情報サービス、廃棄物処理計画、海洋探査 など
計測機器事業（国内・海外）	地震計、物理探査装置、地質調査機器、セキュリティー機器、その他機器の開発・製造・販売・レンタル など

(6) 主要な営業所（平成29年12月31日現在）

- ① 当社
- | | |
|-----------|----------------------------|
| 本社 | 東京都千代田区 |
| 社会システム事業部 | 東京都文京区 |
| 維持管理事業部 | さいたま市 |
| 砂防・防災事業部 | さいたま市 |
| エネルギー事業部 | さいたま市 |
| 計測システム事業部 | つくば市 |
| 地球環境事業部 | つくば市 |
| 試験センター | さいたま市、大阪市 |
| 支社 | 仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、松山市、福岡市 |
| 支店 | 札幌市ほか24カ所 |
| 営業所 | 千葉市ほか9カ所 |
- ② 子会社
- | | |
|----|--|
| 国内 | エヌエス環境株式会社（本社 東京都港区）ほか |
| 海外 | OYO CORPORATION U.S.A.（米国カリフォルニア州）、
KINEMATRICS, INC.（米国カリフォルニア州）ほか |

(7) 使用人の状況（平成29年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
調査・コンサルティング事業	1,568名	8名増
計測機器事業（国内）	114名	2名増
計測機器事業（海外）	275名	6名減
全社（共通）	85名	1名減
合計	2,042名	3名増

（注）使用人数は就業人員です。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,085名	3名増	44.2歳	16.3年

（注）使用人数は就業人員です。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年12月31日現在）

① 発行可能株式総数 120,000,000株

② 発行済株式の総数 28,882,573株

(注) 平成30年2月14日開催の取締役会決議により、会社法第178条の規定に基づき、平成30年2月28日付で自己株式1,300,000株の消却を実施し、消却後の発行済株式の総数は27,582,573株となっております。

③ 株主数 6,719名

④ 大株主

株 主 名(注1)	持 株 数	持 株 比 率(注2)
公 益 財 団 法 人 深 田 地 質 研 究 所	3,448,500株	12.6%
深 田 馨 子	1,765,788株	6.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,242,000株	4.6%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	963,200株	3.5%
応 用 地 質 従 業 員 持 株 会	873,413株	3.2%
須 賀 る り 子	866,477株	3.2%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	860,000株	3.2%
PERSHING-DIV.OF DLJ SECS.CORP.	513,625株	1.9%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	474,936株	1.7%
G O L D M A N S A C H S & C O . R E G	465,800株	1.7%

(注) 1. 当社は自己株式を1,605,642株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
自己株式には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する195,952株は含まれていません。

2. 持株比率は自己株式（1,605,642株）を控除して計算しています。

⑤ その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等及び保有の状況

a. 取得した株式

普通株式 492株

取得価額の総額 748,160円

(注) 平成30年2月14日開催の取締役会決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、平成30年2月15日付で自己株式1,000,000株の取得を実施しております。

b. 処分した株式

普通株式 80株

処分価額の総額 81,048円

(注) 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）から払い出された株式は1,976株です。

c. 消却手続きをした株式

該当事項はありません。

d. 当連結会計年度末において保有する株式

普通株式 1,605,642株

(注) 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する195,952株は含まれていません。
平成30年2月14日開催の取締役会決議により、会社法第178条の規定に基づき、平成30年2月28日付で自己株式1,300,000株の消却を実施しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年12月31日現在）

該当事項はありません。

② 当連結会計年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権に関する重要事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年12月31日現在）

地 位	氏 名	当 社 に お け る 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 社 長 (代表取締役)	成 田 賢 なり た まさる	
取 締 役	平 嶋 優 一 ひらしま ゆういち	専務執行役員 事務本部長
取 締 役	重 信 純 しげのぶ じゅん	常務執行役員 工務本部長
取 締 役	佐 藤 謙 司 さとう けんじ	常務執行役員 サービス開発本部長
取 締 役	天 野 洋 文 あまの ひろふみ	常務執行役員 情報技術企画室長
取 締 役	八 木 和 則 やぎ かずのり	(株)横河ブリッジホールディングス 社外監査役 TDK(株) 社外監査役 双日(株) 社外監査役
取 締 役	中 村 薫 なかむら かおる	一般財団法人新エネルギー財団 会長 (代表理事) ユー・エム・シー・エレクトロニクス(株) 社外監査役
常 勤 監 査 役	西 田 和 範 にしだ かずのり	
常 勤 監 査 役	長 尾 登 なが おのぼる	
監 査 役	齋 藤 俊 二 さいとう しゅんじ	
監 査 役	内 藤 潤 ないとう じゅん	長島・大野・常松法律事務所 弁 護 士 イノテック(株) 社外監査役 (株)ヤマタネ 社外監査役

- (注) 1. 平成29年3月28日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、岩崎恒明氏、堂元史博氏及び長瀬雅美氏は取締役を退任いたしました。
2. 平成29年3月28日開催の第60回定時株主総会において、天野洋文氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役八木和則氏及び中村 薫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
4. 監査役齋藤俊二氏及び内藤 潤氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
5. 当社は、八木和則氏、中村 薫氏、齋藤俊二氏及び内藤 潤氏を、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取引所に登録しています。
6. 常勤監査役長尾 登氏は、米子会社の経理責任者を統括指導する業務と国内子会社の経理・管理部門を指導する業務を長く経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

② 当連結会計年度中の取締役及び監査役の辞任・解任の状況 該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要（平成29年12月31日現在）

当社は、平成28年3月25日開催の第59回定時株主総会で定款を変更し、会社法第427条第1項に定める取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、社外取締役及び監査役全員との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

④ 当連結会計年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10 名 (2)	170百万円 (19)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 名 (2)	44百万円 (11)
合 計 (うち社外役員)	14 名 (4)	215百万円 (30)

- (注) 1. 取締役の報酬総額は、平成19年3月28日開催の第50回定時株主総会決議において年額240百万円以内（使用人分給与を含む。）と決議いただいています。
2. 取締役に、使用人兼務給与支給対象者はおりません。
3. 監査役の報酬総額は、平成26年3月26日開催の第57回定時株主総会決議において年額45百万円以内と決議いただいています。
4. 上記の取締役の員数及び報酬等の額には、平成29年3月28日開催の第60回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名を含んでいます。

⑤ 社外役員に関する事項

- a. 他の法人等の業務執行取締役等としての兼職状況及び当社と当該法人等との関係
- ・取締役中村 薫氏は、一般財団法人新エネルギー財団の会長（代表理事）であります。当社は、一般財団法人新エネルギー財団とは特別の利害関係はありません。
- b. 他の法人等の社外役員としての兼職状況及び当社と当該法人等との関係
- ・取締役八木和則氏は、(株)横河ブリッジホールディングス、T D K (株)、双日(株)の社外監査役であります。当社は、(株)横河ブリッジホールディングス、T D K (株)、双日(株)とは特別の利害関係はありません。
 - ・取締役中村 薫氏は、ユー・エム・シー・エレクトロニクス(株)の社外監査役であります。当社は、ユー・エム・シー・エレクトロニクス(株)とは特別の利害関係はありません。

- ・監査役内藤 潤氏は、イノテック(株)、(株)ヤマタネの社外監査役、弁護士（長島・大野・常松法律事務所）であります。当社は、イノテック(株)、(株)ヤマタネ、長島・大野・常松法律事務所とは特別の利害関係はありません。

c. 主な活動状況

当事業年度に開催された当社の取締役会は13回であります。取締役八木和則氏は、取締役会13回のうち13回に出席しており、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、これまでの会社経営と他社の社外役員の経験から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べています。

取締役中村 薫氏は、取締役会13回のうち13回に出席しており、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、これまでの行政と会社経営の経験から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べています。

また、八木和則氏と中村 薫氏は、経営トップとの定期的な意見交換、監査役と会計監査人との定期的な意見交換を実施しています。

監査役齋藤俊二氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席しており、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、これまでの会社経営の経験から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べています。

監査役内藤 潤氏は、取締役会13回のうち13回に出席しており、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、他社の社外役員の経験と弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べています。

当事業年度に開催された監査役会14回について、監査役齋藤俊二氏は14回出席しており、監査役内藤 潤氏は14回出席しております。両氏は監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。また、経営トップ、会計監査人との定期的な意見交換、社外取締役との定期的な意見交換を実施するとともに、適宜、取締役、執行役員等から報告を受け、意見を述べています。

d. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係について
該当事項はありません。

e. 親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

- f. 社外役員の意見
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称
新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	77百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、過年度の計画・実績の状況と監査報酬の推移等に基づき、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、OYO CORPORATION U.S.A.は、HOTTA LIESENBERG SAITO LLPの監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、情報システム再構築支援に関する業務を委託しております。また、一部の子会社において、財務諸表作成のための指導・助言等に関する業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると判断した場合は、会社法第344条第1項及び第3項に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

- ⑤ 会計監査人が過去２年間に受けた業務の停止処分の内容
金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要
- a. 処分対象
新日本有限責任監査法人
 - b. 処分内容
 - ・平成28年１月１日から平成28年３月31日までの３カ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
 - c. 処分理由
 - ・社員の過失による虚偽証明
 - ・監査法人の運営が著しく不当

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、当社及び関係会社から成る企業集団（以下、当社を含め、「応用地質グループ」という）の業務の適正を確保するために必要な体制を整備するため、取締役会決議で内部統制基本方針を制定しております。平成27年５月１日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に基づき、平成27年５月８日の取締役会において内部統制基本方針を改正しており、その内容は以下のとおりです。

- ① 応用地質グループ各社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）
- a. 経営理念・経営ビジョンに基づく応用地質企業行動指針に則り、法令遵守はもとより社会規範に従って、健全な企業活動を推進する。
 - b. 上記行動指針の徹底を図るため、コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアル等に従い、応用地質グループ各社の取締役及び使用人に対して時宜に応じたコンプライアンス教育を行い、コンプライアンス経営の定着を図る。
 - c. 応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人に対して内部通報・相談窓口の設置・運営を周知するとともに、通報・相談者が当該通報・相談をしたことを理由に不利益な扱いを受けないように徹底する。
 - d. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、警察等関連機関とも連携し、毅然とした姿勢で対応する。
 - e. 当社内部監査チームは、当社及び関係会社の内部監査を定期的実施する。

- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）
 - a. 取締役の職務の執行に係る文書及び情報（取締役会議事録、執行役員会議事録、委員会議事録、稟議書、契約文書等；以下「職務実行情報」という）は、文書管理規程等に従って適切に管理・保存する。
 - b. 必要に応じて運用状況の検証及び規程の見直しを行う。
 - c. 取締役及び監査役は必要に応じて職務実行情報を参照できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）
 - a. リスク管理を体系的に規定したリスク管理規程に従い、リスクの回避・低減を図る。
 - b. リスク管理に関する統括責任者を代表取締役社長とし、主管部署を置く。
 - c. 事業所責任者は、年初にリスク予防計画を作成して実行する。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務実施体制）
 - a. 取締役会は取締役会規程に従い、経営の重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督等を行う。
 - b. 業務執行権限の委譲と執行責任を明確にした執行役員制度により、取締役の経営機能に専念できる体制を確保する。
 - c. 職位、職務、権限等を定めた職務権限規程、稟議規程に従い、適正で効率的な業務執行体制を敷いて経営の迅速化を図る。
- ⑤ 応用地質グループにおける業務の適正を確保するための体制（応用地質グループ管理体制）
 - a. 当社は、関係会社に、国内関係会社管理規程及び海外関係会社管理規程に従い、定期的な報告を提出させるとともに、国内・海外関係会社上申・報告基準に定める上申・報告を義務付ける。
 - b. 当社は、関係会社と経営会議を定期的実施し、グループ経営全般に関する情報交換を行う。
 - c. 当社は、関係会社に、リスク管理に関する規程等の体制を整備させ、各社におけるリスクの回避・低減を図らせる。
 - d. 当社は、関係会社に、その規模や業態等に応じて、各社取締役の職務執行が効率的に行われるよう、上記④に準じた規程等の体制を整備させる。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
 - a. 取締役会は、監査役から補助使用人設置の要請があったときには速やかに対応する。
 - b. 補助使用人の任命、異動に係る事項については、事前に監査役会の同意を要する。
 - c. 監査役の指示に基づく補助使用人の業務については、取締役の指揮命令は及ばない。
 - d. 任命された補助使用人が、監査役の指示に基づく業務の重要性和独立性を十分に理解したうえでその職務を遂行するよう、周知・徹底する。
- ⑦ 応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制
 - a. 応用地質グループ各社の取締役・監査役は、当社監査役の求めに応じて、経営状況に関する報告を適時行うとともに、職務執行に関し重要なコンプライアンス違反または著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役に報告する。
 - b. 応用地質グループ各社の取締役またはコンプライアンス担当部門の責任者は、内部通報制度の運用状況及び通報・相談事項について、定期的に当社監査役に報告を行う。重要な通報・相談事項については直ちに当社監査役に報告する。
 - c. 応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人は、何時にても当社監査役の求めに応じて、業務執行に関する説明を行う。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の支払い等に関する事項
 - a. 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査役は、取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席し意見を述べることができる。
 - b. 代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換会を開催する。
 - c. 監査役会は、会計監査人及び社外取締役と定期的に意見交換会を開催する。

- ⑩ 財務報告の適正と信頼を確保するための体制（財務報告に係る内部統制の評価・報告体制）
- a. 応用地質グループの財務報告の適正と信頼を確保するために必要な体制を整備する。
 - b. 上記システムの有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役会に報告する。

また、上記体制に関する当事業年度の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 応用地質グループ各社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）について
- 応用地質グループでは、応用地質企業行動指針及びコンプライアンスマニュアルを当社グループ役職員に配布のうえ、継続的にコンプライアンス教育を行い、企業行動指針遵守の徹底を図っております。また、当社内部監査チームが定期的に当社及び関係会社の内部監査を実施する一方、社内の通報窓口に加えて、外部弁護士による社外通報窓口を設置するなど、通報体制の整備・強化にも努めております。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）について
- 当社は、取締役会議事録、執行役員会議事録、各種委員会議事録、稟議書等、取締役の職務執行に係る文書（電子的情報を含む）については、文書管理規程等に従って適切に管理・保存しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）について
- 当社は、リスク管理規程に基づき、毎年度、当社グループの業務に関するリスクを識別・評価したうえで「ＯＹＯを取り巻く経営リスク一覧」を作成しております。また、これを元に、事業所毎にリスク削減に取り組む項目を選んで、「リスク予防年間計画」を策定しリスク予防活動を実施、年度末にその実効性評価を行っております。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務実施体制）について
- 当社は、取締役会規程において取締役会で決議すべき事項を定めておりますが、当事業年度中に取締役会を13回開催し、経営の重要事項についての審議並びに取締役の職務執行状況等についての監督を適正かつ効率的に行っております。

- ⑤ 応用地質グループにおける業務の適正を確保するための体制（応用地質グループ管理体制）について

当社は、国内・海外関係会社管理規程に従い、関係会社から上申・報告を提出させ、上申については必要な社内承認手続きを行っております。

また、関係会社から月次業務報告等の定例報告を受け、業務運営状況を確認するとともに、関係会社の経営幹部と定期的に経営会議を実施し、グループ経営全般に関する指示伝達・情報交換等を行っております。リスク管理についても、関係会社にリスク管理に関する規程等の体制を整備させ、その規模や業態に応じた適切なリスク管理の実施を指導しております。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項について

当社は、監査役の補助使用人を人事発令により任命し、監査役会の事務局業務を担当させておりますが、任命に当たっては、その職務の重要性及び独立性を十分に認識するよう徹底しております。

- ⑦ 応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制について

監査役は、当社の業務執行取締役及び執行役員並びに関係会社の代表取締役に対し、業務執行状況等に関するヒアリングを定期的の実施しております。また、監査役は、コンプライアンス室と情報交換のための会議を定期的に行い、内部通報制度の運用状況等について確認を行っております。なお、社内・社外窓口への内部通報内容については、監査役へ報告される体制を整備しております。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の支払い等に関する事項について

当社は、監査役の職務執行に当たって生じる費用の支払いについては、速やかに事務処理を行っております。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

監査役は、取締役会、執行役員会等、当社の重要な会議に出席するとともに、代表取締役、会計監査人及び社外取締役と、定期的に意見交換を実施しております。

- ⑩ 財務報告の適正と信頼を確保するための体制（財務報告に係る内部統制の評価・報告体制）について

応用地質グループの財務報告の適正と信頼を確保するために、毎期、財務報告に係る内部統制の整備状況・運用状況を評価し、その結果を取締役会に報告するとともに、評価結果に基づき必要な改善を継続的に実施しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針（資本政策の基本方針）

① 基本方針

当社は、強固で安定的な財務基盤を維持するとともに、利益率及び資産効率の向上、並びに適切な株主還元を通じて、中長期的な企業価値向上と株主利益の拡大に努めます。

② 株主還元

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、収益力の向上と財務基盤の強化を図りながら、連結配当性向30%～50%を目処として、安定的に配当を行うことを基本方針とします。また、財務状況や市場環境等を踏まえて、機動的な自己株式の取得及び消却を検討いたします。

③ 資産・資本効率

当社は、中期経営計画OYO Jump18（2018年度から2020年度の3カ年計画）において、2020年度の自己資本利益率（ROE）6%以上の達成を目指しております。

また、当社の現預金に関しては、公共セクターとの取引が多い当社の事業特性上、一定規模の運転資金を確保する必要がありますが、これを上回る現預金については、研究開発・設備投資及びM&A等の企業成長戦略、並びに自己株式取得のための資金と位置付け、資産効率にも留意した内部留保金管理を行います。

連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	59,767	流動負債	10,497
現金及び預金	26,221	支払手形及び買掛金	552
受取手形及び売掛金	1,820	業務未払金	1,658
完成業務未収入金	19,441	リース債務	1,037
リース債権及びリース投資資産	2,546	製品保証引当金	124
有価証券	1,480	未払法人税等	333
未成業務支出金	2,649	未成業務受入金	1,473
商品及び製品	911	賞与引当金	143
仕掛品	672	受注損失引当金	160
材料及び貯蔵品	1,813	株式給付引当金	62
繰延税金資産	437	その他の負債	4,950
その他の貸倒引当金	1,785	固定負債	5,404
	△12	リース債務	1,734
固定資産	24,963	退職給付に係る負債	1,965
有形固定資産	12,598	繰延税金負債	1,117
建物及び構築物	4,999	再評価に係る繰延税金負債	416
機械装置及び運搬具	949	その他の負債	169
工具、器具及び備品	121		
土地	6,255	負債合計	15,901
建設仮勘定	250		
	22	(純資産の部)	
無形固定資産	1,576	株主資本	68,196
ソフトウェア	1,079	資本剰余金	16,174
ソフトウェア仮勘定	33	資本剰余金	16,519
のれん	270	利益剰余金	37,406
その他の無形資産	192	自己株式	△1,903
投資その他の資産	10,788	その他の包括利益累計額	356
投資有価証券	7,446	その他有価証券評価差額金	1,942
長期貸付金	72	土地再評価差額金	△2,594
退職給付に係る資産	1,525	為替換算調整勘定	680
投資不動産	332	退職給付に係る調整累計額	328
その他の貸倒引当金	1,993	非支配株主持分	277
	△581	純資産合計	68,830
資産合計	84,731	負債純資産合計	84,731

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年 1 月 1 日から
平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高	35,393	45,957
売上高	10,563	
売上原価	25,629	32,743
売上原価	7,114	
売上総利益		13,213
販売費及び一般管理費		12,357
営業利益		855
営業外収益		609
受取利息	121	
受取配当金	84	
受取保険金及び保険配当金	212	
不動産賃貸料	53	
持分法による投資利益その他	32	
営業外費用	105	244
支払利息	5	
貸倒引当金繰入額	85	
不動産賃貸除却	20	
固定資産の	119	
経常利益	13	1,220
特別利益	167	184
固定資産売却益	16	
特別損失	88	162
固定資産売却損失	73	
税金等調整前当期純利益		1,242
法人税、住民税及び事業税	555	529
法人税等調整額	△25	
当期純利益		713
非支配株主に帰属する当期純損失		34
親会社株主に帰属する当期純利益		747

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	34,558	流動負債	6,210
現金及び預金	12,759	業務未払金	1,331
受取手形	143	買掛金	36
完成業務未収入金	15,595	未払金	2,516
売掛金	149	未払法人税等	99
有価証券	1,480	未払費用	291
成業務支出金	2,248	未成業務引当金	1,267
商品及び製成品	241	賞与引当金	274
仕掛品	76	注税引当金	109
原材料及び貯蔵品	190	退職給付引当金	160
前払費用	115	繰延税金負債	62
繰延税金資産	242	固定負債	61
その他	1,314	退職給付引当金	2,930
固定資産	30,957	繰延税金負債	1,817
有形固定資産	8,691	再評価に係る繰延税金負債	650
建物	3,584	その他	416
構築物	48	純資産の部	46
機械及び装置	348	株主資本	9,141
車両運搬具	16	資本金	57,038
工具、器具及び備品	23	資本剰余金	16,174
土地	4,584	資本剰余金	15,905
建物	63	資本剰余金	4,043
建設仮勘定	22	資本剰余金	11,862
無形固定資産	950	利益剰余金	26,861
ソフトウェア	927	利益剰余金	488
ソフトウェア仮勘定	14	利益剰余金	26,373
その他	8	利益剰余金	23,307
投資その他の資産	21,316	利益剰余金	3,066
投資有価証券	6,624	自己株式	△1,903
関係会社株	12,430	評価・換算差額等	△663
長期貸付金	323	その他有価証券評価差額金	1,931
繰上り引当金	2,065	土地再評価差額金	△2,594
貸倒引当金	△127	純資産合計	56,374
資産合計	65,515	負債純資産合計	65,515

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年 1 月 1 日から
平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高	25,690	
売上原価	1,113	26,803
売上総利益	19,695	
販売費及び一般管理費	763	20,459
営業利益		6,344
営業外収益		5,998
受取利息及び配当金	310	345
受取保険金及び保険配当金	92	
不動産の賃貸料	101	
その他	47	551
営業外費用		
支払不動産賃貸利息	1	
その他	48	
経常利益	37	87
特別利益		809
固定資産売却益	167	
投資有価証券売却益	16	184
特別損失		
固定資産売却損	88	88
税引前当期純利益		904
法人税、住民税及び事業税	198	
法人税等調整額	△0	197
当期純利益		707

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月28日

応用地質株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 由 良 知 久 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 田 建 二 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、応用地質株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、応用地質株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成30年2月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること、及び会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議し、実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月28日

応用地質株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 由 良 知 久 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 田 建 二 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、応用地質株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成30年2月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること、及び会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議し、実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、コンプライアンス室(内部監査担当部門)その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年3月1日

応用地質株式会社 監査役会

常勤監査役	西	田	和	範	㊞
常勤監査役	長	尾		登	㊞
社外監査役	齋	藤	俊	二	㊞
社外監査役	内	藤		潤	㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
K K R ホテル東京 11階 孔雀の間
電話 03-3287-2921



- 交通
- ◎地下鉄（東西線）竹橋駅3b出口直結
 - ◎地下鉄（千代田線他）大手町駅C2a・b出口より徒歩5分
 - ◎地下鉄（都営三田線他）神保町駅A9出口より徒歩5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

